

NBS119

消防用設備等の点検結果報告書の様式と点検票の様式が改正されました

改正内容

1

点検結果報告書および点検票様式における印鑑の簡素化

点検結果報告書および点検票において報告義務者である関係者以外の者にまで押印を求めている、当該者については消防機関において本人確認を行う法的必要性が無いことなどから当該者の押印を不要とし㊟マークを削除することとされました。

2

点検結果報告書様式における記載内容の見直し

点検結果報告書様式において点検結果法告示に必ずしも確認の必要の無い網目や記載すべき内容が明確でない項目があったため記載内容の一部見直しを行った。

3

工業標準化法の一部改正に伴う改正

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、各様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改められました。

施行期日

2019年4月18日

